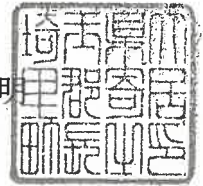




寄上発第865号
令和8年9月4日

寄居町上下水道事業審議会
会長 三澤 庄吾 様

寄居町長 峯岸 克明



諮問書

寄居町上下水道事業審議会条例(令和7年寄居町条例第12号)第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

上下水道事業の料金のあり方について

2 諮問趣旨

上下水道事業は、安全・安心な水の供給、生活環境の改善や河川の水質保全等、町民が快適に生活するうえで大変重要な役割を担っています。

当町の水道事業につきましては、令和7年4月に料金を改定しましたが、原材料費や燃料費の急激な高騰に加え、労務単価の上昇、県水料金の改定等、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

一方、下水道事業につきましては、公共下水道は平成4年度、農業集落排水は平成11年度にそれぞれ供用を開始し、これまで一般会計からの繰入れを行いながら、一度も料金を改定することなく経営を続けてきました。しかしながら、処理区域内の人口減少に加え、昨今の物価高騰も相まって、水道事業と同様に厳しい状況が続いています。

令和7年度において、貴審議会からの答申に基づき、水道事業及び下水道事業の経営戦略をそれぞれ改定したところです。水道事業における投資・財政計画では、令和11年度に純利益が赤字に転じ、令和13年度に現金預金残高がマイナスとなるシミュレーション結果となりました。また、下水道事業における投資・財政計画では、令和11年度に現金預金残高がマイナスとなるシミュレーション結果となりました。このため、答申では、それぞれの事業において、料金改定に早期に検討していくよう要望されています。

つきましては、当町の上下水道事業の健全な運営を図るため、上下水道事業の料金のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問するものです。